

○松本市青少年ホーム条例

昭和47年6月24日

条例第35号

改正 昭和48年3月26日条例第17号

昭和48年4月20日条例第22号

昭和54年6月26日条例第36号

昭和58年6月24日条例第45号

平成2年3月22日条例第12号

平成19年3月14日条例第23号

平成28年3月3日条例第31号

平成29年3月21日条例第20号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、青少年の福祉の増進並びに自立及び社会参画の促進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、青少年ホームの設置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 松本市青少年ホーム

位置 松本市芳野4番1号

(開館時間及び休館日)

第3条 青少年ホーム(以下「ホーム」という。)の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(1) 開館時間 平日 午前9時から午後10時まで

日曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 火曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の範囲)

第4条 ホームを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に居住し、通学し、又は勤務する15歳以上35歳未満の青少年

(2) 前号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(利用者の登録)

第5条 ホームを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会に申請し、登録を受けなければならない。

(施設等の利用)

第6条 利用者は、施設及び設備等(以下「施設等」という。)を利用するときは、教育委員会に申請し許可を受けなければならない。

(利用の禁止)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームの利用を許可しない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に利用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序を害し善良の風俗をみだすおそれがあるとき。
- (3) 建物及び附属施設をき損するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるほか管理上不相当と認められるとき。

(利用の停止及び許可の取消)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合、利用者に生じた損害については、教育委員会はその責を負わない。

- (1) 許可を得ないで利用の目的を変更したとき。
- (2) 許可を受けた後において前条各号の規定に該当し、又は該当するおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用者がホームの管理上支障を及ぼす行為をしたとき。

(行為の制限)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までの場合において教育委員会が認めたときはこの限りではない。

- (1) 施設等の原状を変更すること。
- (2) 飲酒し、又は火気を使用すること。
- (3) 物品を販売すること。
- (4) 利用権を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (5) 前各号のほか教育委員会が不相当と認めること。

(原状回復)

第10条 利用者は、ホームの利用を終了したとき、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育

委員会が認めたときはこの限りではない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等)

第11条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、利用者が前項の義務を履行しない場合に準用する。

(運営委員会)

第12条 ホームの運営を円滑に行うため、松本市青少年ホーム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則（昭和48年3月26日条例第17号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和48年規則第19号で昭和48年5月10日から施行）

附 則（昭和48年4月20日条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月26日条例第36号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月24日条例第45号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和58年規則33号で昭和58年9月1日から施行）

附 則（平成2年3月22日条例第12号）

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（平成2年規則第22号で平成2年5月24日から施行）

附 則（平成19年3月14日条例第23号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市勤労青少年ホーム条例（以下「旧条例」という。）の規定により松本市長によりなされた処分、手続その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に松本市長に対してなされている申請その他の行為は、この条例による改正後の松本市青少年ホーム条例（以下「新条例」という。）の規定により松本市教育委員会によりなされた処分、手続その他の行為又は松本市教育委員会に対してなされている申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により松本市勤労青少年ホーム運営委員会委員に委嘱されている者は、新条例第12条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。

（松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「勤労青少年ホーム運営委員会委員」を「青少年ホーム運営委員会委員」に改める。